別記様式第１を次のように改める。

別記様式第１

申　請　書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者
住所
氏名（名称及び代表者又は管理人の氏名）　印
（連絡先）
担当者
電話番号
ＦＡＸ番号

関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、経済産業大臣の意見を求めます。

記

１．意見を求める事項（該当事項に○をつける）
（　）　申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること。
（　）　申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。
（　）　申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して３年を経過していないものであること。
（　）　申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること。
（　）　申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること。
（　）　関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により申立不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠が当該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること。

２．商品等表示の内容（関税法第69条の４第１項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則第１条第３号に掲げる事項について意見を求める場合にあっては商品の形態の内容及び商品名、同条第４号又は第５号に掲げる事項について意見を求める場合にあっては技術的制限手段の内容）

３．意見を求める理由

４．その他参考となるべき事項

（備考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
３．関税法第69条の13第１項に基づく申請書の場合には、「関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）」を「関税法第69条の13第１項」に、「輸出先の国又は地域の需要者」を「全国の需要者」とする。

別記様式第２を次のように改める。

別記様式第２

意　見　書

番　　号
年　月　日

あて

経済産業大臣　名

関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、同項に規定する書面を交付します。

記

１．商品等表示の内容（関税法第69条の４第１項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下「規則」という。）第１条第３号に掲げる事項について意見を求められた場合にあっては商品の形態の内容及び商品名、同条第４号又は第５号に掲げる事項について意見を求められた場合にあっては技術的制限手段の内容）

２．規則第２条第１項の申請書に記載された同項第２号に掲げる事項についての意見及びその理由

（備考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２．関税法第69条の13第１項に基づく意見書の場合には、「関税法第69条の４第１項（同法第75条において準用する場合を含む。）」を「関税法第69条の13第１項」とする。

附　則

この省令は、平成二十三年十二月一日から施行する。

告　示

○総務省経済産業省告示第三号

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）第六条第一項の規定に基づき、調査票の様式を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十二月一日

総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男